

《料金等》

■使用料金表

令和4年10月1日改正

区分	単位	火葬(改葬)許可証に記載された申請者 又は死亡者(死胎は母)の現住所		
		柏市・流山市・我孫子市	左記以外のかた	
火葬場	15歳以上	1体	6,000円	82,500円
	15歳未満	1体	3,000円	66,000円
	死胎	1体	2,000円	36,300円
	改葬	1棺	3,000円	38,000円
	四肢	1件	2,000円	33,000円
待合室	2室目	1室	1,800円	3,600円
大式場	午後3時から	1回	117,100円	195,500円
小式場	翌日午後2時30	1回	78,400円	117,100円
祭壇	分まで	1式	15,600円	31,300円
霊安室	1日(午前0時から 午後12時まで)	1体	6,300円	16,700円
霊柩自動車		1回	11,200円	16,200円

- 1 火葬場、霊安室及び霊柩自動車の使用料金については、減免制度があります。
- 2 四肢は切断された当該本人の住所によります。(申請者は当該本人となります。)
- 3 待合室について、2室目の使用は待合室に空きがある場合に限りです。
- 4 大式場及び小式場の使用料金には、式場控室、遺族控室、僧侶控室の使用を含みます。
- 5 霊柩自動車により有料道路等を通行した場合の通行料金は、使用者の負担となります。
- 6 祭壇には、備品のみ使用の場合も含みます。

■骨つぼ販売代金

令和元年10月1日改正

種類	特製	7号	6号	5号	4号	3号	2号
直径	21cm	21cm	18cm	15cm	12cm	9cm	6cm
金額	10,300円	5,100円	4,100円	3,000円	3,000円	2,000円	1,000円

2号～7号の骨つぼは白無地です。「特製」は7号の骨つぼに鳳凰又は牡丹が描かれたものです。希望する場合は、斎場到着時までにお申込みください。名前は入りません。

■各種証明

当斎場の使用に係る各種証明(火葬証明、分骨証明等)を行っています(手数料・200円)。なお、当斎場での分骨は、火葬当日の収骨時の分骨のみとなります。それ以外の場合の分骨はできません。詳しくはお問い合わせください。

◆ウイングホール柏斎場使用料 減免早見表 (令和4年10月1日 現在)

※火葬場、霊安室、霊柩自動車については、使用料の減免制度があります。(単位:円)

区分	住所 (火葬許可証に 記載された現住所)		使用料の減免申請に 要する証明書		使用料			備考
	死亡者 (死胎は 母、四肢は 本人)	申請者	生活保護 の受給を証 明する書類	行旅死亡 人扱いの証 明書	火葬場(1体) [15歳以上の場合] (注)	霊柩自動車 (1回)	霊安室 (1体・1日[午前0 時から午後12時 まで])	
一般	地域内	地域内	必要	必要	6,000	11,200	6,300	減免後 の額
	地域内	地域外			6,000	11,200	6,300	
	地域外	地域内			6,000	11,200	6,300	
	地域外	地域外			82,500	16,200	16,700	
生活保護	地域内	地域内	必要	必要	0	5,600	3,150	減免後 の額
	地域内	地域外			0	5,600	3,150	
	地域外	地域内			3,000	11,200	3,150	
	地域外	地域外			41,250	16,200	8,350	
行旅死亡人	地域内	必要	必要	必要	0	5,600	3,150	減免後 の額
	地域外				0	8,100	8,350	

(注)火葬場使用料の減免は、「15歳未満」「死胎」「四肢」の場合でも「15歳以上」に準じて行います。

なお、「改葬」に減免は適用されません。

※「生活保護の受給を証明する書類」は、死亡者本人(死胎は母、四肢は本人)に関する証明がされているものに限ります。

※火葬許可証の死亡者住所が「職権消除」となっている場合は、住所なしのため申請者住所にて判断します。